

改正

令和8年3月24日告示第44号

一戸町結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 婚姻に伴う新生活の開始に係る経済的負担の軽減を図り、もって地域における人口減少対策に資するため、新婚世帯を対象に、住居費用、住宅リフォーム費用及び引越費用に対し、予算の範囲内で一戸町補助金交付規則（昭和39年一戸町規則第1号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助対象世帯 補助金の交付決定年度の前年度に初めて第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた世帯であって、その交付決定額（第5条第2項の規定による上乗せ額を除く。）が、第5条第1項に定める補助金の上限額に達しなかったものをいう。
- (3) 住居費用 婚姻を機に町内に新たに住宅（婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。以下同じ。）後に取得したもの又は婚姻日以前1年間に取得したものに限る。）を取得し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の購入費、建築費、賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては当該住宅手当に相当する費用を、公的制度による家賃補助を受けている場合にあっては当該家賃補助に相当する費用を除く。
- (4) 住宅リフォーム費用 婚姻を機に居住する町内の住宅リフォーム（婚姻日後に実施したもの又は婚姻日以前1年間に実施したものに限る。）に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新その他町長が必要と認める工事に係るものをいう。
- (5) 引越費用 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻を機に町内の住居に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 補助金交付の申請日（以下「申請日」という。）において、夫婦の双方又は一方の住所を住居費用の対象となっている住居に定めていること。
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦のいずれも39歳以下であること。
- (3) 新婚世帯の令和7年（令和8年4月1日から同年6月30日までの間に申請するときは令和6年）分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返還を行っている場合にあっては、新婚世帯の所得金額から令和7年（令和8年4月1日から同年6月30日までの間に申請するときは令和6年）中の貸与型奨学金の返還金の総額を控除した額が500万円未満であること。
- (4) 夫婦のいずれにも町税の滞納がないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが過去に国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に定める結婚新生活支援事業に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 県又は町が実施する結婚、妊娠、出産又は子育てに関するセミナー等に参加する意思があること。
- (7) 一戸町暴力団排除条例（平成27年一戸町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

2 継続補助対象世帯であって、前項各号（第3号及び第5号を除く。）のいずれにも該当するものは、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った住居費用、住宅リフォーム費用及び引越費用とする。ただし、町、国又は他の地方公共団体から補助金等（住宅費用における公的制度による家賃補助を除く。）の交付を受けている経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、婚姻日における年齢が夫婦のいずれも29歳以下の場合は、1世帯当たり60万円を上限とする。

2 前項ただし書に該当する世帯にあっては、婚姻を機に始める新生活に必要な経費に充てる補助金として、前項に規定する額に10万円を上乗せする。

3 継続補助対象世帯にあつては、第1項に規定する補助金の額から前年度において受給した補助金の額（前項の規定による上乗せ額を除く。）を差し引いた額を上限とする。
（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一戸町結婚新生活支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者は、町内に住所を有しているものとする。

- (1) 夫婦の住民票の写し
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 夫婦の所得・課税証明書
- (4) 夫婦の町税等納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金の返済がある場合に限る。）
- (6) 住宅の建築等工事請負、売買又は賃貸借に係る契約書の写し
- (7) 新規の住宅取得若しくは賃借に係る領収書の写し
- (8) 引越費用の領収書の写し
- (9) 住宅リフォーム費用の領収書の写し
- (10) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (11) 同意書兼誓約書（様式第3号）
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 継続補助対象世帯にあつては、前項第1号から第3号及び第5号の書類の提出を省略することができる。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は前条の規定による交付申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、一戸町結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項により補助金の交付決定を通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に交付した補助金があるときは、当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、一戸町結婚新生活

支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和6年4月1日告示第45号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条の規定による申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和7年3月31日告示第70号）

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに婚姻届を提出し、受理されたものに係る補助金の交付については、改正前の一戸町結婚新生活支援補助金交付要綱の例による。

附 則（令和8年3月24日告示第44号）

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに婚姻届を提出し、受理されたものに係る補助金の交付については、改正前の一戸町結婚新生活支援補助金交付要綱の例による。